

教義第4108号  
令和3年12月14日

各市町村(組合)教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

### 教職員の服務規律の確保の徹底について

去る令和3年11月10日付け教義第3575号で教職員の服務規律の確保について通知を発出したところですが、改めてその徹底をお願いいたします。

本県では近年だけでも、わいせつ行為での処分事案が令和元年度に2件(盗撮、児童ポルノ所持)、昨年度1件(児童ポルノ所持)、今年度2件(盗撮、のぞき)と連続して発生しています。

教職員の服務規律の確保については、平素から管下教職員に対し御指導いただき、県教育委員会においても、あらゆる機会を通じて万全を期すよう繰り返し注意喚起しているにも関わらず、こうした事案が後を絶たない状況は、教育行政に対する県民の信頼を失う由々しき事態であり、強い危機感を持って受け止めています。

県教育委員会としては、こうした度重なる事案の発生を踏まえると、今後のわいせつ事案に対しては、より厳しい処分が必要になると考えております。

各市町村(組合)教育委員会におかれましても、教職員一人一人に更なる周知徹底が図られるよう、特段の御指導をお願いいたします。